

産業生活常任委員会

(令和4年1月17日)

○ 平野貴之委員長

それでは、産業生活常任委員会を開会いたします。

本日は、以前、保々の議会報告会、シティ・ミーティングで話題になった人・農地プランについて調査を行いたいと思います。

では、インターネット中継を開始してください。

今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、荻須委員についてはオンラインでの参加となっておりますので、ご了承願います。また、マスク着用によって収録音声聞こえにくくなることが想定されますので、ご発言の際には、必ずマイクのスイッチをオンにして、マイク正面に近い位置から、なるべくはっきりとした口調でご発言いただくようお願いいたします。

また、オンライン参加の委員については、原則としてミュートの状態とし、発言を求めの際は挙手とともにミュートを解除し、発言、声を出していただくようお願いいたします。

それでは、まず部長よりご挨拶をお願いします。

○ 石田商工農水部長

今日は、所管事務調査で人・農地プランということで行っていただきます。人・農地プランにつきましては、農業のこれから、将来をつくっていく上で、担い手に農地を集積する、それから、耕作放棄地発生を防止するというということで、国のほうで定められた制度になります。

今後、将来の農業を考える上で、どうやってそういうふうな農業を続けていくかということ、地域の皆様で考えていただいて市がまとめていくというもので、現在、市のほうでもやっていますけれども、今後の将来を考えていく上では非常に重要な制度になっていると思います。

それについて、今までの経緯と今市のほうでやっていることについてまとめさせていただきましたのでよろしくをお願いします。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

それでは資料の説明をお願いします。

## ○ 杉本農水振興課長

農水振興課の杉本です。

タブレットのほうは、今日の会議、産業生活常任委員会、002商工農水部、所管事務調査資料（説明用）となっているところをお願いします。

資料の説明をさせていただきます。

表紙をめくっていただいて、まず1ページでございます。

最初に人・農地プランの内容についてご説明させていただきたいと思います。現在、国のほうでは持続可能な力強い農業の実現に向けまして、農地の集積による大規模化とか農地の流動化を推進するために、平成24年度からでございますが人・農地プランの作成を進めているところでございます。

人・農地プランは、各地域でいろいろ課題もございますが、そういった課題となっている農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などといった人と農地の問題の解決に向けて5年後もしくは10年後にその地域の農地を誰がどのように利用するかなどについて今、計画としてまとめるというものでございます。

この人・農地プランの作成につきましては、各地域の農業者の方々、あと、市、農業委員、あと、JAなどの関係者が集まってもらいまして各地域の農業について話し合っ、まず、地域の農業の課題を洗い出させていただくとともに、地域農業の担い手となっただく中心経営体の方々、あと、地域の農業における将来の在り方などを明らかにしてもらいまして、各地域において農地をどのように集積、集約するか、そういった方針などを定めていくものというふうにされております。

この人・農地プランでございますが、平成30年度末時点で、全国1583市町村において1万5444の区域で既に作成がされておりました、本市においても、17の地区で27のプランが既に作成をされているところでございます。

国のほうは、人・農地プランを柱に関連施策を強化して、長期にわたって継続的に実施することによって、先ほど申し上げました人と農地の問題を解決していこうというふうに考えているところでございます。

次のページの2ページにつきましては、制度のほうが平成24年から開始されておりますが、平成25年度の国の人・農地プランに関するリーフレットを参考にちょっとつけさせて

いただいております。

続いて、3ページでございますが、こちらは、先ほど申し上げました本市における人・農地プランの作成状況でございます。

令和3年12月現在における状況でございますが、記載をさせていただいておりますとおり、17の地区で27のプランを作成させていただいているところでございます。

続いて、4ページでございますが、こちらは、既に本市でも作成済みの人・農地プランの様式を参考につけさせていただきました。

4ページから5ページにかけてが現在の人・農地プランの様式となっております。この中で、今後の地域の中心となる経営体、いわゆる担い手さんについて記載をしたり、あと、今後の地域農業の在り方について、課題も含めてその対策、今後の方針をまとめるという様式になっております。こちらのほうで、先ほど申し上げました本市においても、人・農地プランを作成しているところでございます。

続いて、6ページでございますが、作成をさせていただいております人・農地プランのほうですけれども、現在、国のほうでも、実質化ということで、全国的に人・農地プランの実質化が進められているところでございます。

人・農地プランの実質化と申し上げますのは、既に作成されております人・農地プランをより実効性のある内容としていくため、あと、そのプランに基づいて農地の利用集積、集約化をさらに推進していくため取り組んでいくものでございますが、具体的には、人・農地プランの実質化を図るために各地域ごとにアンケートを地域の農業者の方々に取りまして、そのアンケート結果をまとめるとともに、地図を活用しまして現在の地域の農地の状況とか耕作者の実態を地域の方々により具体的に把握していただくために地域の状況の地図を作りまして、先ほど申し上げましたアンケートの結果とか、そういった作成をいたしました地図を使いながら地域において話し合いをしていただいて、これまで以上の一層の話し合いに基づいて、今後、地域主導で実際に誰がどういった形で地域農業を担っていただくのかを話し合っていただくことを通じて現行のプランの再構築を行っていくという作業でございます。

ただ、人・農地プランの実質化につきましては、国のほうで実質化を図る上での要件が定められております。6ページの中段に記載をさせていただいておりますとおり、まず、一つ目としましては、各地域、対象地区においてアンケートを実施することとなっております。対象地区の相当部分、具体的には農地面積の少なくとも過半につきましては、おおむ

ね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査を行うこととされております。

本市においても、アンケート調査は既に実施済みで、また後ほどアンケート結果については説明をさせていただきますが、まず一つ目としては、アンケートの実施というのが要件となっておりますのと、二つ目といたしまして、現況把握ということで、対象地区におきまして、先ほど申し上げましたアンケート調査とか、その調査結果も見ながら各地域での話し合いを通じて農業者の年齢階層別の就農状況が分かるような地図を作成することによって、現在の各地域における現状を把握してもらうということが二つ目の要件となっておりますのと、三つ目といたしまして、各地域における担い手農家さん、中心経営体への農地の集積、集約化、そういった課題解決のための方策について将来の方針を作成させてもらうというのが実質化の要件ということになっております。

続いて、7ページにつきましては、こちらは、農林水産省のホームページより抜粋をさせていただいた資料でございますが、人・農地プランの実質化についてまとめた資料となっております。先ほど申し上げましたとおり、国の要件となっておりますアンケートの実施、現況把握、将来方針の作成というステップを踏んで作成していただくということが説明されている資料でございます。

続いて、8ページでございますが、こちらは、どうして今、人・農地プランの実質化が必要になってきているかということをもとめた資料となっておりますが、より実効性のあるものとして人・農地プランを活用して対策を講じていただく必要があることから、地域の話し合いを再活性化して、地域の皆さんのほうで話し合いをより深めていただくということで、今、全国的に実質化の取組が進められているところでございます。

続いて、9ページは、こちらと同じく農林水産省のホームページから抜粋をさせていただいたものでございますが、人・農地プランの実質化の取組の流れを表として表したものでございます。

真ん中どころからアンケートの実施、アンケート結果を基に地図を作成、地域の徹底した話し合いというフローを進めていくことになっておりますが、本市もこちらのフローに基づいて今実質化の取組を進めさせてもらっているというような状況でございます。

続きまして、10ページでございます。

先ほど人・農地プランの概要についてご説明をさせていただきましたが、それに対して本市における取組をまとめさせていただいたところでございます。

まず、(1)でございますが、これまでの取組についてまとめさせていただきました。

先ほども申し上げましたとおり、本市におきましても、平成24年度から平成26年度にかけて、17地区におきまして27のプランを既に作成させていただいているところでございます。

現在は、先ほど申し上げました国の要件に沿ってこの27プランの実質化を進めているところでございまして、各地区で農業者の方々、市の職員、農業委員の方々、農協等の関係者の方々を集めてプランの再構築のほうを進めさせていただいているところでございます。

要件にもございましたアンケートの実施につきましては、令和3年7月から8月にかけて農業者の方々に送付をさせていただきまして、結果のほうを回収させていただいて、内容をまとめさせていただいたところでございますし、②といたしまして、地図の作成につきましては、令和3年10月から各地区ごとに地図の作成をさせてもらっているところでございまして、その地図を使って、地域の方々の話合いの場で見てもらいながら情報を共有してもらいつつ、話合いを進めさせてもらっているというところでございます。

③といたしまして、実質化された人・農地プランの作成ということで、現在各地域のほうで話合いを進めておりますが、人・農地プランの実質化のほうを、今年度末を目指して現在課題の洗い出しなり、今後の方針なりを地域の方々の意見も聞きながらまとめさせていただいているというところでございます。

そういった各地区での話合いでお話をしていただいた内容を踏まえて、人・農地プランを再構築した後には、県のほうにも提出した上で市のホームページで公表させていただくというような手順を進めさせていただくよう進めているところでございます。

(2) 今後の取組でございますが、10ページの中段以降でございますが、農業の将来を考えていく上で、農地の維持や地域全体での経営の継続に向けた取組が必要でございますので、プランの実質化を進めさせていただいた後も、農協やその他関係機関とも連携を図りながら、各地域ごとで定期的に関係者の方々に集まっていただきまして、国とか市の事業の説明をさせていただいたり、今後の取組について話合いを深めていければなというふうに考えておりますのと、農地の集積、地域での営農活動、担い手農家の機械等の整備、あと、荒廃農地も増えてきたりしておりますので、そういったところについて、市の独自の支援策のほか、国の補助金なども活用しながら、その問題解決のための取組を支援していきたいというふうに考えております。

あと、農林水産省のほうでは、今後の人・農地プランの進め方について、継続的に取り組むべきものとして市町村によるプラン作成の法定化といったようなことも検討がなされ

ておりますし、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿として目標地図といったものを作成していくというようなことも進められておりますので、そういった国、県の動向も注視しながら今後の取組につなげていきたいなというふうに考えております。

続いて、次のページ、11ページから12ページにかけては、先ほど申しあげました令和3年度、本市のほうでアンケートを取らせてもらったその結果をまとめさせていただいたものでございます。

アンケートの対象者といたしましては、市街化調整区域内の農地所有者の方々に対して送付をさせていただいたものでございますが、調査人数といたしましては7979人、回答人数といたしましては3653人で行いました。対象農地面積の54.76%の方々からの回収をいただいたというところでございます。

アンケートの内容につきましては、現在の農業経営の形態、あと、後継者の方がいるかいないか、今後の農業経営の意向などをちょっと聞かせていただいたのと、あと、5年後、10年後のご自身の農業の状態についてはどうかというのを聞かせていただいたり、現在農業経営をしていられないという方々もいらっしゃる中で、例えば農地のあぜを取り除いて大規模化を図ることに対する意向とか、あと、現在の地域農業との関わり方について設問をさせてもらって、それも答えていただいた結果をこちらのほうでこういった形でまとめさせていただいております。

続いて、13ページでございますが、こちらは、実質化を図ったときの人・農地プランの様式を参考としてつけさせていただいております。

実質化された人・農地プランの内容といたしましては、対象地区の現状、対象地区の課題、また、今後の更新、そういったものをご意見いただいてまとめていくということになります。

続いて、14ページでございますが、こちらは、プランを作成された後の主な支援策についてちょっとまとめさせていただいた資料でございます。上段のほうに国の補助メニューの主なものを挙げさせていただいたのと、下段のところに市の単独の補助メニューを記載させていただきました。

あと、15ページでございますが、こちらは、現在人・農地プランが作成されている地域でございますが、そういった作成されている地域におきまして、国の補助事業等を使っているところもございますので、過去5年間の市内の補助の交付状況をまとめさせていただいた資料でございます。

最後、16ページでございますが、こちらは、先ほどから申し上げております各地域の農地の状況を見える化、地図で表していくことを行っておりますが、そちらをちょっと参考に一例としてある地区の状況を地図化したものを農地管理図ということで参考につけさせていただいた資料でございます。

所管事務調査の資料の説明については以上でございます。

○ 平野貴之委員長

どうも説明ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 中村久雄委員

人・農地プランの実質化というのが、実質化って、プラン、計画は推進してきただけなのであれやと思ったけど、要は、この人・農地プランというのは、農業委員を中心として行政がつくったやつなんですかね。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課の杉本でございます。

農業委員に限らず、市も当然そうですし、農協さんとかそういった関係の方々、それと、当然地域の農業を担っていただいているの方々、今後地域の農業を担っていただく担い手の方々を含めて地域の方々でお話をしていただいて、現在抱えている課題、当然担い手さんがなかなかいらっしやらないというところもあろうかと思いますが、そういった話合いを通じて明らかになってきた課題とか今後の方針とかを市のほうでまとめさせてもらって、それをプランとして作成していくというものでございます。

○ 中村久雄委員

それでプランとして出して、それで、実質化というのは、要は、ちゃんとしたまともな生産者も含めて、実際に何ができるか、しっかりとした計画づくりということやね、平たく言えば。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

今後どのように、例えば担い手さんにどの農地をどういった形で集約、集積していくかというのを皆さんでご意見も出していただきながら、課題解決に向けて実施していくための方針をつくっていくというものでございます。

#### ○ 中村久雄委員

その計画が実効性にあるものにするに当たっては、どれぐらいの年月というか期間が必要かと考えていますか。

#### ○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

各地区によって事情も様々でございます。ある程度担い手さんがいらっしゃって、農地を今お持ちの方で、今後手放したいと思っていらっしゃる方もいらっしゃる中で、そういった双方で上手にこういう方がおられれば、農地の集積、集約化も容易に進んでいったりするところもございますし、逆に、なかなか担い手さんがいらっしゃらない地区もございますので、そういったところについては、そういったマッチングをしていくのに若干の時間もやっぱり要したりするところもございますので、それは、地区地区によって正直まちまちなところはあるかなというふうには思っています。

#### ○ 中村久雄委員

確かにそうで、大変なところは大変だ、時間が過ぎてもなかなかできやんところがあるんやろうなというふうに想像しますが、もう一点、最初のほうで説明を受けた1583の市町村で1万5444の地域プランができていう点、これはざっとざっくり平均したら1市町村10個ぐらいなんやけど、四日市は17地区で、ましてや27のプランが出ておるということは、これはどういうふうに評価されていますか。

#### ○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

本市のほうでは、17地区で27のプランということで、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、各地区でそれぞれ事情も異なる中で、地区の中で人・農地プランの作成を具体的

に先行して取り組んでいきたいという地区もあったことから、こういった地区の中で、各集落ごとで細かく細分化されているところもございます。

今現在人・農地プランの実質化ということで、まだ改めて地区の話合いを進めているところもございますが、それぞれの各集落ごとでの事情もございますので、その事情によって地区の中でさらに細かく人・農地プランを作成したほうが良いようなところもございますので、そういった各地区の事情に合わせてプランの作成をしていくことで、より実質化というか実効性のあるプランとして作成していくことができるのではないかなというふうに思っていたりするところもございます。

#### ○ 中村久雄委員

国が求めている理想というか、こういうふうになってほしいなというのはどっちなんですかね。細かく分類したほうがいいのか、ある程度みんなでまとまって規模が大きいものができたほうがいいのか、どっちが理想というか、こうなったらいいなというのを考えておるのか。

#### ○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

どちらか望ましいかというところは、ちょっといろいろあるかと思いますが、先ほども申し上げましたとおり、各地区ごとで事情が異なる中、より実質化を実効性のあるものとしていくために、集落単位で細かく分けたほうが良いような場合については、そういった各細かい集落ごとでの作成をしていくことで、より実効性の高いものとしていくことができるのではないかなというふうに考えております。

#### ○ 中村久雄委員

要は、どっちが良いのかなかなか、事情事情によって、先祖さんから受け継いだ土地なので、なかなかその辺は難しいのかなというので、感じることは、結構四日市は多いんやなというのが、もしかしたらまとまりがなかなか難しいんかなと。これ、実質化という言葉を使っていますけど、そうなるには、非常に困難な部分が多いのかなというふうなことを感じながら聞いていました。

じゃ、この辺で。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

○ 谷口周司委員

説明ありがとうございました。

私も実は中村委員と近いところを聞こうと思ったんですけども、そもそもなんですけど、人・農地プランというのは、対象は水稲だけになるのか、いやいや、畑も茶畑も全部まとめてなのか、ちょっとそこだけまず前提として教えていただいているんですか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

水田に限らず畑地も、茶畑も含めて、そういった農地を全て対象にさせてもらっていくというところでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

じゃ、そういったところを集約化していきながら、人・農地プランの実質化を図っていくということになるんですかね。

そこで、先ほど中村委員からも言われた地区もあれば、各町単位もあるしということで、これというのは、これからプランをつくられて、実質化を進めていくのに、市の関わりというのはどのように関わっていくのか。ほかで言う中のまちづくり構想的な、ずっと一緒になって計画後もしていくのか、計画づくりには一緒になってやっていくけれども、そこで終わってしまうのか、この人・農地プランと市の関わり方と今後どのように進めていくのか、ちょっとその辺り教えていただければと思うんですが。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

農地の集積、集約化を図っていく上で、当然市だけじゃなくて、農業委員さんのお力もいただきながら、集積、集約化に向けて、地域の意向を踏まえて一緒になって取組をさせ

ていただくことになってくるかなと思いますし、あと、例えば耕作放棄地を解消していくのに取組をしていただくにあっては、市単独の補助メニューもございますので、そういったものもご紹介させていただきながら解消の取組を支援させていただくと。

あと、人・農地プラン、先ほど申し上げましたとおり、まずは実質化のほうを今年度末をめどに進めさせていただいておりますが、今後人・農地プランの内容をさらに精査して、話し合いを通じてさらに具体化していく取組も必要になってきたりするかなと思いますので、そういったところにつきましては、必要に応じてまた各地区で話し合いの場を持たせていただいて、その際には市の職員、農業委員会事務局の職員も含めて一緒に入らせてもらって、さらに詰めさせていただくというような取組をしていきたいなというふうに考えております。

#### ○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

それぞれの地区で事情もあるでしょうし、どういう人を頼っていくといいのかということもまた難しいところもあるでしょうし、担い手側の考えもあれば、それこそ貸すほうというんですか、土地の所有者の考えもあるでしょうから、そういったところ、いろいろ人と人とのつながりというのがそれぞれの地区によっても歴史も違うところもあるかと思いますが、しっかりと地域に入ってきていただいて話し合いを密に進めながら進めていただきたいと思いますので、どういった人を頼っていくかということが重要になってくるかと思いますが、そういったところは自治会とかとしっかりと相談もしながら、地域に根づいて進めていただくようお願いをしておきたいと思います。もうこれは意見にしておきます。

#### ○ 平野貴之委員長

ほかに。

#### ○ 小林博次委員

17地区の地区名の分かる資料を下さい。

それから、谷口委員の関連やけど、どのようにやっていくのかという、これから一緒になってやっていくという答弁があったけど、従来から一緒になってやっていて駄目になっ

ておるのやから、一緒になってというのは、どうやって対応していくのかというのはもう少し具体的に聞かせてもらわんと、はいはいと言うわけにいかん。

例えば、何でこんなことを言うかということ、前に大規模集約農業をやるということで、県地区で2か所、1か所はうまくいかなかったけど、江村町なんかは、大規模集約が成功して、農機具の共同購入とか田んぼの管理なんかは一緒にやらせてもらっているよね。多分そのときに農協も一緒にやっておるのかどうか分からんけど、そのことと今言っておることがどうやって関連していくのか、それも含めて、17地区で方針がまとまっておるよと言っているのか、その辺りがよく分からん。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

まず、17地区につきましては、資料の3ページでございますが、現在人・農地プランのほうを作成させてもらっている地区のほうを挙げさせていただいているところでございます。

細かくちょっと分かれているところもございますので、そちらが対象となる地域ということで記載を。

○ 小林博次委員

3ページに団体名が出ておるの、ここに。

○ 杉本農水振興課長

団体名でございますか。

○ 小林博次委員

地区名が出ているの。

そうすると、僕の言っておったところは入っているの、これ。県というのは。

○ 杉本農水振興課長

県は、県地区一つでつくらせてもらっております、人・農地プランのほうは。

○ 小林博次委員

その大規模集約したところも入っているわけ。

○ 杉本農水振興課長

含めてということになります。

○ 小林博次委員

これ、地区全体でまとめよと言うわけ。

○ 杉本農水振興課長

現在のところはそうでございます。地区によっては、各集落ごとというか、細かく分かれているところはございますが、県地区については、県地区一本でプランのほうを作成させていただいております。

それぞれ江村町にしろ、いろいろご事情がございますので、その辺りは各集落ごとでの例えば課題とか方針とかが個別にあるのであれば分けさせていただいて、プランの中で記載をさせてもらおうかなということで、実質化のほうも進めさせてもらっているところがございます。

○ 小林博次委員

そうすると、大規模集約した県地区の中の、それはどんなふうに関わっていくわけ。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

大規模で取り組んでいただいた地区、集落も含めて、今後どのように取組をしていくかというのを、今後の方針というのをそれぞれいろいろご事情がある中で出していただいたものをプランの中にまた盛り込ませてもらって、それを進めていくのに、行政も関わりながら取り組んでいくということでございます。

○ 小林博次委員

そうすると、みんなが寄ってきて相談して決めたことをプランに入れて、それを市のほ

うが支援すると、こういうことで答弁してくれたわけね。

#### ○ 杉本農水振興課長

そうでございます。

#### ○ 小林博次委員

気になっている点はまだあるんやけど、例えば、この前も農業者と一緒に車で見に行ったんやけど、昨日、おととい、田んぼの真ん中にソーラーシステムがあるわけやな。こんなことをしておったら百姓にならへんやないかという話をしたら、担い手がおるうちは、米作、水田の耕作がされていると。おらんようになると、だから、高齢者が消えてしまうと、息子や娘になると、もう管理ができやんから太陽光発電をしたりという現象を起こす。

ところが、太陽光発電するその反射熱で隣の田んぼが駄目になるのと違うの、あるいは、熱風が来ると、稲作って駄目になるのと違うのと、こういう話。それで、市のほうは、これを指導してないのかと。根っからそんな話ないよと言っておったから、この辺はどうなっておるのかなということそのとき疑問になって、そんな話がちょこちょこ出ておるから、虫食い状にあんた方が思っておる優良農地が消えていくわけやね。

皆さんにお任せしたら、結局その虫食いは止まんわけや。皆さんと違って、やっぱりあなた方とか農協がきちっと責任を持って、田んぼの真ん中にそんなソーラーパネルを置いたらあかんよと、こうやって決めない限りは無理やと思うよね。県の条例でいけば、太陽光発電は置けるということやから。

だから、その辺が皆さんと一緒にやっていくと言うけど、あかんと言う人がおったらあかんわなということ終わるわけね。

#### ○ 石田商工農水部長

農地の利用の仕方についても、当然そういう今ご指摘の話はありますので、今のアンケートにもありますように、耕作できなくなった農地はどうしますかというような設問もございます。

本来は、話合いの中で、それは太陽光パネルとかにするのではなくて、耕作できなくなった農地は、地域の担い手に預けてくださいというのを人・農地プランの話合いの中で進めていきます。

なので、人・農地プランの中で決めていくことは、まず、担い手が誰なのかというのを話合いの中で決めていってもらいます。そのときには、当然市とか農業委員会とかも入って議論をします。その人たちには、それぞれの農家さんが耕作できなくなったときには預けていくようにしてくださいねというのを、最終的には本当は全員合意できればいいんですけれども、そういう方向にしましょうというふうな話を人・農地プランの話合いの中でつくって行って、方針として決めていく。できれば、そうやってそういう虫食い状態をなくしていきたいというふうなことで行っています。

### ○ 小林博次委員

話は分かって分らんけど、そうすると、現状のままいくと、虫食い状にソーラーパネルを置いたり、あるいは資材置場が変わったり、まだ資材置場のほうがいいよね、税金が。でも、農業からいくと、農地でなくなるわけやから、困ると違うの。そこで指導力がないと問題じゃないのかなと思っておるんやけど。

### ○ 石田商工農水部長

確かに農地転用とかそういう場面で条件に当てはまるものを止めるというのは、正直難しいところがあります。

ただ、今おっしゃったように周辺の農地への影響というのがありますので、例えば人・農地プランをつくって、この地域では、このエリアについては、誰々の担い手さんに農地を集積しているところですよというところがあれば、この地域については、そういうところなので、転用をせずに、まずは担い手さんに預けるようにしてくださいという指導はやりやすくなりますので、そういうためにも人・農地プランの実質化というのは図っていきたいというふうに思っています。

### ○ 小林博次委員

質問を続けませんが、あまり行政も信用されていない。そうすると、虫食いにするともまずいよという話をすることもできなければ、聞いてくれることも多分ないと思うのね。そんなところが少なからず出てくると、何をしておるのやということに結果的にはなってしまう。それをそうならんためには、行政の指導力って必要なんやけど、あんた方が信用をなくすと、もう全然駄目なんやわな、これ。

だから、現状を見て、いろんな説明はいただくけど、一番大事なところが足りないのかなという気がしているわけね、個人的には。やっぱり農業をやっている人たちの信頼に応えるような対策、それを今までもあまりしてこなかったけど、これからもきちっとしていくということがないと、言うことを聞いてくれん。

例えば江村町なんかでも、大規模集約農業やにといってあんた方が提起して、取り組んで、補助金を3年くれると言っておったら、2年目から減らされ、3年目減らされ、こんな補助の出し方はないんやわな。もうそれ自体で大体信用できやん。

今度それでずっと行くのかと思いきや、また方向が変わって、今のやり方変わった。そうすると、一体どのやり方が本当なのというのは、農業をやっている人って長い目で何十年と歴史を持って歴史的に物を見ているので、ちょこちょこ変わると信頼がなくなる。

そんなことがあるのかなと思うので、まず行政としてどうやるかというのをきちっとやっぱり出して、皆さんの相談に乗ると言うけど、これは、行政は農家の皆さんの意見を聞いたことを方針上まとめて、こうしていくということで農家を説得するというのをしないと、なかなか言うことを聞いてくれやんなという個人的な感覚を持っているんやけど、そういうことで、そのことを要望だけしておきます。信頼を得ることが大事やと。

#### ○ 平野貴之委員長

という意見でした。

ほかに質問のある方。

#### ○ 中村久雄委員

ちょっとこの管理図で見方が分からんのやけど、この汎用のほうの中心経営体というのは、これは耕作者がいろんな法人でやっているところであるんかなというふうに推測するのやけど、下の耕作者の年齢が64歳までの方と法人と色が一緒なので——一緒だよ、僕が色が分からんわけではないと思うんやけど——この辺のちょっと説明をお願いしたいなと。

#### ○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

農地管理図の表記の仕方でございますが、まず、赤色で示させていただいているのが地

域の担い手農家さんです。中心経営体の方々に耕作してもらっているところが青色で表記をさせていただいておりますのと、あと、おっしゃいましたが、64歳未満の方、もしくは法人で農地を耕作してもらっている方々、比較的年齢がまだ高齢でない方の農地については、法人も含めてでございますが、緑色で表記させていただいているのと、あと、65歳から74歳までの方々が耕作されている方については黄色、さらにもっと高齢の75歳以上の方が耕作してもらっているところは赤色ということで表記をさせてもらっているものでございます。

○ 中村久雄委員

分かりました。

中心経営体というのは担い手農家さんのことね。その方がいろんなところをやっているということで、分かりました。

64歳までと法人とどういうふうな区別で考えたらいいのかな。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

色のほうは、同じく緑色を使わせてもらっておるんですが、75歳以上の方々に比べると、比較的まだ年齢がそこまでいっていらっしゃらない方とか、法人経営体で農業に取り組んでいただいている方については、数年先にちょっと耕作が難しくなってくるという状況が、例えば75歳以上の高齢の方よりは、まだ比較的耕作をしていただけたところがございますので、そちらはちょっと併せて緑色で表記をさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

そうですね。多分緑は、後継者問題が喫緊の課題ではないと。

○ 中村久雄委員

緑は安全、75歳からは危険やで、ここを見たかったというだけね。分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかにありますか。

○ 森 智子委員

ちょっと幾つか教えていただきたいと思います。

これまで行ってきた17地区においての27のプラン作成をしてからちょっと年数がたっているかと思うんですけれども、そのプランも、前回作成をした以降の何か取組というのはあったのでしょうか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

作成されてから見直しといたしますか、更新をしたところも、地区によってはございますが、改めて地域の方々にお集まりいただいて、あと、関係機関も一緒になってより具体的に話し合いを進めたのは、今回、今年度行っております実質化の取組にはなってきますが、各地区ごとで何かしらの取組をされるような機会があった場合については、農水振興課なり農業委員会事務局のほうに問合せもあつたりしますので、そういった話も聞かせてもらいながら、こちらのほうとしてお話のほうをさせてもらったり、取組の支援をさせてもらったりということはあつたと思います。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

あと、アンケートを実施していただいて、アンケートの回収率が54.76%ということ、農地面積に対してなので、人ではないかと思うんですけれども、100%でアンケートの結果が出ないと、ちゃんとした人・農地プランというのは出来上がらないのじゃないかと危惧するんですが、ここに対してはどうなんでしょうか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

確かにアンケートを100%回収できるのが望ましいとは思っているんですが、どうしても返していただけない方もいらっしゃるのが実情ではございます。

ただ、先ほどの実質化に伴う話合いの場で、地域の農業者の方も入っていただいて、そういったいろんな課題があることについては、そういった方々にも聞かせてもらいながら、かつ、こういったアンケート——これは54.76%ではございますが——の結果も見えていたきながら、課題を洗い出ししてもらったりということはさせていただいておりますので、55%ほどの回答ではございますが、ある程度の傾向等もつかめると思いますので、このアンケート結果に基づいて議論を深めていただいているところではございます。

## ○ 森 智子委員

ありがとうございます。

専業農家の方が農業形態の中で11%しかないわけですね。この中で100%の農地を、じゃ、今後集約化していく中で、様々個人の兼業農家さんたちが組合をつくりながら一緒になって集約された農地を担っていくというやり方も当然あると思うんですけども、担い手を探していく中での大きな認定農家さんとか中心経営体とかというところがすごくやっぱり少ないのかなというのは、このアンケートとかを見ているとすごく思ってしまうので、じゃ、もっと個々の農家さんたちがつながっていけるような、そういう取組というところをやっていこうという感じではないんですよね。ごめんなさい、ちょっと質問が変でごめんなさい。

## ○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

確かに専業農家の方は、全体の11%というアンケート結果もございますが、新たに就農されるような方はなかなか少ないですけども、そういったご相談があれば、市の補助のほうも活用してもらいながら、国の補助もございますが、そういったものも使いながら、少しでも担い手さんの数を増やせるように取り組んでいければなというふうには思っておりますし、まだまだ兼業農家の方もたくさんいらっしゃる中、そういった方々で地域の農地を守っていただくといいところもございますので、そういった集落ごとにどのような形が最もいいのかというのは、それぞれの地区地区によって異なるところもございますが、そういったところのご相談もあれば、ちょっとお話も聞かせてもらいながら取組をいろいろ進めてもらえるように、市のほうも支援のほうをしていければなというふうには思っているところでございます。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

あと、感じたことばかりで申し訳ないんですけども、17地区でつくっていただいていると、今からやるのもこの17地区27の地域でプランをしていくということですね。もっと細かいところでやったほうが、その実効性というのが現われるのではないのかなとちょっと感じたんですけども、そこに関してはいかがなんでしょうか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

現時点で実質化を進めている中では、基本的には現在の人・農地プランの地区、地域でちょっと考えているところはございますが、今後実質化をした後にも見直しを図っていったりする機会が当然ございますので、そういった中で、細分化したほうが望ましいという地区、地域であれば、また改めてお話をさせてもらった上で細分化をしていくということも当然あるかというふうには思っているところでございます。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

○ 後藤純子副委員長

10ページの今後の取組の中に農福連携とかそういった言葉ってないかと思うんですけども、農福連携については、どのようにお考えかお答えください。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

農福連携については、ちょっと具体的に記載はございませんが、そういった取組もなかなか十分にできてないというところはあるかも分かりませんが、そういった取組も当然必

要ではないかなというところは認識しているところでございますので、そういった取組が少しでも進めていけるように考えていきたいなというふうには思っているところではございます。

#### ○ 後藤純子副委員長

障害者の方が就業できたりとか生きがいを見つけられるという声も聞いておりますので、また強化していただくとお願いいたします。意見です。

#### ○ 平野貴之委員長

ほかにありますか。

#### ○ 谷口周司委員

ちょっと簡単に、よく聞く話の中の一つなんですけど、担い手農家さん、これから集約化していこうとか担い手さんに任していこうという中で、担い手さんと、また所有者さん側との契約というのか、預けますよ、ただ、水代だけは下さいねとか、そこでできたどれぐらいは下さいねとか、草抜きはやってくださいねとか、そういったところというのは、もうそこに任しちゃうのか、何か一定の統一された基準があるのか、担い手さんと所有者さんとのやり取りがこれから多分こうやって見る限り増えていくと思うんですけど、そこで何かいざこざが起きて人間関係にトラブルになってもいけないと思うんですけど、担い手さんと所有者さんとの契約的なことは何かサポートしていくのか、基準があるのか、その辺だけ教えていただければと思います。

#### ○ 飯田商工農水部次長

農業委員会事務局次長の飯田でございます。

一般論でお答えさせていただきますが、農地の貸し借り、これは基本的に農業委員会のほうを通して手続を取っていただくということになります。

その中で、貸し借りにつきまして、従来からいわゆる賃料、昔で言う小作料ですね。お金とか現物のやり取りがあるかというようなことについては、決め事として明らかにするようということをお願いしています。

現実的には、今、特に水田なんかであれば、使用貸借という言い方をしておりますが、

いわゆる実質的なお金とか現物のやり取りなしに、いわゆるただで借りて作っていただくというような形が非常に事例としては多かろうというふうに考えております。

ただ、今委員おっしゃられたような水利費は当然耕作者の負担になるんですが、そのほかの草、例えばあぜの草取りはとかというところまでになってきますと、やはりそこら辺は、地主さんと作り手さんの関係の中で整理をしていただいているというような現状でございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方はいますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、取りあえず休憩を10分間取らせていただいで、萩須委員から質問をいただいでいますので、質問後こちらをさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、午後2時45分再開でお願ひします。

14:36 休憩

---

14:47 再開

○ 平野貴之委員長

インターネットをオンにしてください。

それでは、今日オンライン参加の萩須委員より、事前に質問を受けております。今ちょっと音声の調子がよくないということなので、いただいた質問を私が一つずつ代読しますので、また答弁をお願ひします。

まず、耕作放棄地に肥料作物を作付することに補助金を交付してはいかがでしょうか。クロタラリアなるマメ科の緑肥は、大豆とほぼ同時期に播種、豆をまきますし、草丈が2500mmまで伸びますが、若いうちに刈り込んでカルチをかけてもいいそうです。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

ちょっと事務局に読んでもらいます。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

事務局のほうで代読させていただきます。

まず1番、まず、耕作放棄地に肥料作物を作付することに補助金を交付してはいかがでしょうか。クロタラリアなるマメ科の緑肥は、大豆とほぼ同時期に播種できますし、草丈が2500mmまで伸びますが、若いうちに刈り込んでカルチをかけてもよいそうです。

加えて、ネコブセンチュウを抑制しますので、単に休耕するよりも、農地にはよい作物です。いかがでしょうか。

○ 平野貴之委員長

じゃ、1個ずつ行きましょうか。

これについて答弁はいかがでしょうか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

耕作放棄地の復元化につきましては、市のほうで優良農地保全事業ということで、復元化の事業費に対する補助金、奨励金の制度がございます。

今回、マメ科の緑肥ということでございますが、今までこちらでマメ科の緑肥を使って土壌改良をしていただいたことに対して補助をさせてもらった前例はなかったかなと思いますが、先ほど申し上げました優良農地の復元化事業の中に、土壌改良を行った場合に、耕作放棄地を復元してもらった後、復元の2年目以降で土壌改良をしていただいた場合は奨励金をお出しさせてもらうという制度もございますので、マメ科の緑肥を使った土壌改良について、さらにちょっと内容のほうも確認をさせてもらった上で、この奨励金を使っていたか確認もさせていただいて、対応できるようであれば、こちらで対応をさせていただければなというふうに思っているところでございます。

○ 平野貴之委員長

萩須委員、いかがでしょうか。

すみません、ちょっと聞こえなかったので、もう一回だけ繰り返してもらっていいですか、萩須さん。

○ 萩須智之委員

萩須です。

娘が成人式に出てしまったので、ちょっと用心しています。

土壌改良に対する奨励金というのがあるんですから、ぜひともそれを調べていただいて、適用していただければいいかなと思います。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

調べてくださいということですね。

じゃ、二つ目の質問、お願いします。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

2番、市内の農業団体が菰野町の農地を耕作する場合、逆の場合ともに団体にひもづいて支出される補助金は支給されません。これを何とかしていただきたい。

市内の農耕地を菰野町の事業者が耕作するのに差をつける必要があるのでしょうか。逆に、市内の事業者が菰野町から交付金をいただけたら、相互に恩恵が得られます。

一般質問でも指摘しましたが、100億円を超える財政調整基金を残している我が市では、農業に支出されている補助金は、主に国、県からのもので、市は何ら痛みを伴っていません。ウッドチップperですら、県からもらった1台のみ。仕方ないから、私は買いました。何でたった125万円が支出できないのか。もっと本気で取り組んでいただかないと、市内の農業従事者は絶滅します。土地にひもづいた交付金制度とすべきではないでしょうか。

以上です。

○ 平野貴之委員長

という質問ですが、いかがでしょうか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

市内の農業者の方が菰野町の農地を耕作する場合、逆もというご質問でございますが、あくまで補助金なり交付金につきましては、市域、四日市市内の農地を対象にさせていただいております。恐らく近隣の他市町村においても、同様の取扱いをさせていただいておられるところがございますので、こちらについては、またご理解をいただきたいというところでございます。

○ 平野貴之委員長

ちなみに、人・農地プランについても、市外の耕作者さん、人が四日市市内に田んぼを持っていても、そういった話合いなどには参加していないということですか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

近隣の例えば菰野町とかの方で、四日市市域の地区、集落の中心経営体、担い手さんということで位置づけられておる場合もございますので、そういった場合については、地域の話合いの中に加わっていただいているということでもらせてもらってはおります。

○ 平野貴之委員長

という答弁でしたが、荻須委員、いかがでしょうか。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

ですが、結局これ、土地にひもづいた補助ということに考えを変えればいいだけでしょ。なぜそれができないんですか。

○ 平野貴之委員長

土地にひもづいた補助というふうに考えを変えてみてもいいんじゃないですか、どうしてそれができないんですかという質問ですが。

○ 石田商工農水部長

基本的に市内の農地に対しての事業等を行っています。

人・農地プランにつきましても、市外の方が担い手さんとして入ってきていただいていますけど、あくまでもそれは市内の農地、市内の地域においての耕作においての担い手ということですので、各市町、皆そうだと思いますけど、それぞれの自治体での農地を守ったり、あるいは農業をするというところに対しての補助というふうに考えております。

○ 平野貴之委員長

ということですが。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

ですが、四日市西部と菰野町は、お互いに当該地をオーバーラップしているんですね。石田部長もよくご存じだと思うんですが、それなら、そういうのをできるだけ排除する方向でしか動けないものなんですか。全部そういう可能性があるところは拾い上げるという姿勢がなければ、こんなの意味ないですよ。やめておいたら。

○ 平野貴之委員長

聞こえましたか。

○ 石田商工農水部長

申し訳ありません。繰り返しになるんですけども、各市町の耕作地あるいは農地についての農業の振興ということで、越境する農家さんは見えますけれども、それぞれの地域での農業の経営上の支援ということで区別をさせていただきたいと思っています。

○ 平野貴之委員長

ということですが。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

であれば、市内の農地に菰野町の方が耕作するというのは、その方が担い手として認められていたら補助の対象になるということでしょうか。

○ 平野貴之委員長

ちょっと最後のほうをもう一度お願いします。

○ 萩須智之委員

菰野町の農家が四日市市の圃場を耕作した場合、向こうが担い手に認定されている農家ならよろしいのでしょうか。

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

もう一回ちょっと質問の内容を繰り返させていただきます。確認させていただきます。よろしいでしょうか。

例えば四日市市内の農地に、例えば菰野町の生産者の方が耕作しているところがあります。そういったところに対して四日市市として支援ができないかということによろしいでしょうか。

それについては、私からお答えさせていただくんですけど、国の補助事業では、一部そういった市外の方が四日市で耕作されているものに支援させていただくものはありますけれども、今現在、四日市市の単独事業の中で、菰野町の方々に支援させていただく制度はございません。

そういった回答でよろしかったでしょうか。

○ 平野貴之委員長

いかがですか。

(発言する者あり)

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

萩須委員からの質問です。

四日市の生産者の方々がどんどん減っている中で、近隣の菰野町、鈴鹿市の担い手の

方々にも頼らざるを得ない状況が来ている状況なので、生産者にひもづけるのではなくて、農地にひもづいた支援ができるように改めてほしいという質問でございます。

○ 平野貴之委員長

じゃ、それに対する答弁はいかがでしょうか。

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

ご回答させていただきます。よろしいでしょうか。

繰り返しになりますが、今の現行の制度の中では、市域の中で、四日市市民の生産者の方が取り組んだ様々な事業に対して支援をさせていただきたいというふうに考えてございますので、何とぞご理解いただければと思っております。

以上です。

○ 平野貴之委員長

荻須委員、それに対して質問、意見ありますか。

(発言する者あり)

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

今の質問です。

荻須委員からは、菰野町に法人を構える事業者が、四日市市内に支店がある場合は支援の対象になるかということです。

○ 平野貴之委員長

それに対して答弁いかがでしょうか。

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

お答えさせていただきます。

四日市市内の支店が各補助事業に申請できる状態にあれば、当然支援の対象にさせていただきますと思っております。

以上です。

○ 平野貴之委員長

萩須委員、いかがでしょうか。

では、三つ目なんですけど、じゃ、三つ目の質問、事務局お願いします。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

3番目、ネオニコチノイド系農薬については、もはや規制することは難しく、無農薬栽培を実践するしか使用を抑制することが難しい状況です。この無農薬、できる環境を整えば、有機栽培を発展させることも農家の担い手を育てるのにプラスになります。

開発途上国を除く全世界の流れは、有機栽培に向かっています。赤トンボが絶滅の危機に瀕しているのに、無視し続ける行政は、知っていて対応しないという不作為の罪で糾弾されるのではないのでしょうか。補助制度等で無農薬栽培による反収減を少しでも補ってあげてはいかがでしょうか。

以上です。

○ 平野貴之委員長

これに対して答弁はいかがですか。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

無農薬栽培による反収減を少しでも補ってあげられないかということでございますが、現行制度の中で直接減収を補う制度はちょっとございませんが、そういった取組をしていただく中で、減収が出た場合にあっては、収入保険の保険制度もございますので、そういった中での対応をご検討いただくというようなことでお願いできればなというふうに思っております。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

萩須委員、いかがですか。

(発言する者あり)

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

荻須委員からの質問です。

海外では、こういった有機農業に対しては、収量が取れないものですから、その価格補填、買う側がプレミアムとして支払っている状況にありますと。

ただ、日本では、佐渡島のように、こういう有機農業に対して行政が支援している事例もあります。もっと積極的に行政として関わるべき、佐渡島のように積極的に支援をすべきじゃないかというご質問です。

○ 平野貴之委員長

という質問に対して、いかがですか。

○ 石田商工農水部長

有機農業に関しましては、環境保全の観点とか、これから脱炭素の話の中でも多分主流というか、大きな流れにはなってくると思います。

ただ、現時点で有機農業を確立する手法として何か決まったものがあるわけではありませんし、収量減というのがどこまで影響があるか、それに対してどうしなければいけないかというのがはっきり分かってない状況では、ちょっとなかなか支援も難しいと思っただけで、無農薬あるいは減農薬栽培に向けての取組というのはしていきたいと思っておりますけれども、そういったところをつくる手法の確立なり何なりというものがあ程度描けて、それから、お一人でやっても効果がありませんから、周辺の農薬ということもあるので、産地としての取組が必要だと思っています。

この辺りも方針をきちんと決めてから、その推進上での支援策というのはやっぱり考えていくべきなのかなと思っていますので、ちょっと今現時点でこういう手段というものはお示しできませんけれども、その方向への取組の中で一遍検討させていただきたいと思っています。

○ 平野貴之委員長

ということです。よろしいですか、荻須委員。

(発言する者あり)

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

荻須委員からは、私の伝え方も悪かったんですけども、民間のほうでは、既に減収分についてはノウハウがあって、大体収量が半分になるので、その半分の補填は、民間のほうはもうしている事例がありますと。他の自治体がやってないから、四日市市としてはやらないのではなくて、一から行政としての支援を行ってほしいということでした。

以上です。

○ 平野貴之委員長

ということですが、今後研究しながら検討していくという感じですか。

○ 石田商工農水部長

その民間の手法というのをまたちょっと研究はさせていただきたいと思いますし、有機農産物のプレミアというのも多分これから出てくると思いますので、そういった流れをちょっと踏まえた上で、また検討させていただきます。

○ 平野貴之委員長

荻須さん、よろしいでしょうか。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

また、課題なりまた整理して、今後も研究していきたいと思いますので、荻須さん、どうもありがとうございました。

ほかに質問、意見、いかがですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、ないようでしたら、今回の所管事務調査はこれで終了とさせていただいて、また課題、検討すべきことは、委員会で追ってやっていきたいと思いますので、よろしく願います。

以上で終わりになりますので、理事者の皆さんは退席をお願いします。どうもありがとうございました。

じゃ、事項書の2番に移ります。

事項書の2、2月定例会議会報告会について、これは日程と会場の確認です。

3月30日水曜日、午後6時30分から、会場が日永地区市民センターです。細かいことは、また今度の議会の委員会のときに話せばいいですかね。

シティ・ミーティングのテーマはどうしますか。今、決めたほうがいいの。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

テーマに関しては、周知をさせていただくタイムリミットが迫っている関係で、できるだけこういう方向性でというのは決めていただきたくて、前回のようにその場でなかなか意見が出なければ、市政全般とかにシフトいただくことはもちろん大丈夫なんですけど、最初に、市民の方に周知をさせていただく段階になってどういうテーマにするのかということだけ、できれば固めておいていただきたいなというふうに思っております。

○ 平野貴之委員長

日永地区、どうですか。後藤さん、何かありますか。

市政全般でもいいですか、市政全般。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

所管部分ですね。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

分かりました。

じゃ、もう一任ということでもいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

地区市民センターの役割って、前にしましたか。

あれは、結構活発な意見は出たんですけど。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

なかなか意見が出なくて、その場で、それに限らず産業生活に関わることであれば何でも大丈夫ですよというふうに決めていただいたというふうに記憶しています。

○ 平野貴之委員長

分かりました。

じゃ、地区市民センターを中心とした市政全般ということで、中心は地区市民センターの役割で、広く全般的なテーマという感じでいきたいと思いますので、よろしく願いします。

あと、その他ですけれども、行政視察、来週予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で中止となりましたので、機会があったときにまた行きたいと思っています。

あと、皆さんからほかに何かお知らせなどありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、今日の会議はこちらで終了となります。どうもお疲れさまでした。

15 : 15 閉議